

## 2. 全体土地利用構想

### 2-1. 村土利用の基本方針と将来像

猿払村の村土は、村民のための限られた資源であり、現在及び将来にわたる村民のための生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であるとともに、動植物にとつても自然の営みの基盤であることから、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と地域の発展を基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

したがって、「猿払村まちづくり基本計画」における猿払村の将来像である『北方に立つ個性と調和の大地 猿払』の実現を目指し、村土の利用にあたっては、「環境・生活基盤の整備」、「産業の振興」を勘案しつつ、これまでの「開発型」から「調和型」への転換を図り、本村の豊かな自然と景観を守り・育てる環境重視の視点による、地域の特性を生かした持続可能な土地利用の創造を図ることを基本方針として、村土利用における将来像を以下のように設定します。

#### ◆村土利用の将来像

開発から調和へ  
個性あふれる持続可能な大地の創造

## 第7章 土地利用構想

### 2-2. 村土利用の基本方向

村土利用の将来像の実現に向けて、本計画における村土利用の基本方向を以下のとおり設定します。

#### 1. 自然環境の保全

本村の豊かな自然環境は、森林、農地（牧草地）、河川、水辺（沼）などによって構成されており、森林及び農用地の適切な維持管理や、環境に配慮した河川改修、水辺地等の保全による自然浄化能力の維持・回復などを通じた健全な水循環の確保など、自然がもたらす多様な機能が持続的に発揮されるよう自然環境の保全と創造を図ります。

#### 2. 観光機能の充実

本村は、宗谷圏における広域観光ルート「オホーツク観光ライン」が海岸線の国道238号に設定され、そのライン上に「北オホーツク道立自然公園」が位置し、モケウニ沼・カムイト沼・エサヌカ原生花園など、本村固有の貴重な自然環境・景観を有しています。

したがって、今後は豊かな自然環境との調和に配慮しながら、村の観光・交流拠点である「さるふつ公園」の計画的な整備を中心にはじめとする自然環境を観光資源として活用し、観光資源のネットワーク化や新たな観光資源の創出により、観光機能の充実を図ります。

#### 3. 産業基盤の整備

本村の基幹産業である酪農と水産業は、大地と海という自然を舞台とする産業であり、自然景観を構成する要素でもあることから、優良農用地の確保や家畜糞尿対策、海岸・沿岸域の維持・保全など、環境重視の視点による自然のシステムにかなった産業生産基盤の整備を図ります。

また、商工業の振興となるよう商店街や工業地の整備・確保を図り、豊かな自然環境を中心として農・水・商・工・観の各産業が相互連携を構築し、本村の産業全体の振興が図れるよう産業基盤の整備を図ります。

**4. 集落地のネットワーク化**

本村の土地利用において最も重要課題となるのは、散在する11地区の集落地間の格差をどう是正していくかになっています。

総合計画では、集落地の再編の検討がうたわれていますが、各々の集落地には各々の歴史と特徴があり、そこに居住している村民もそこを生活の拠点とする理由があることなどを踏まえると、集落地の再編も長期的なビジョンとして視野に入れつつも、現在の集落地形態が今後もある程度は存続するものとして考えていくことが妥当と思われます。

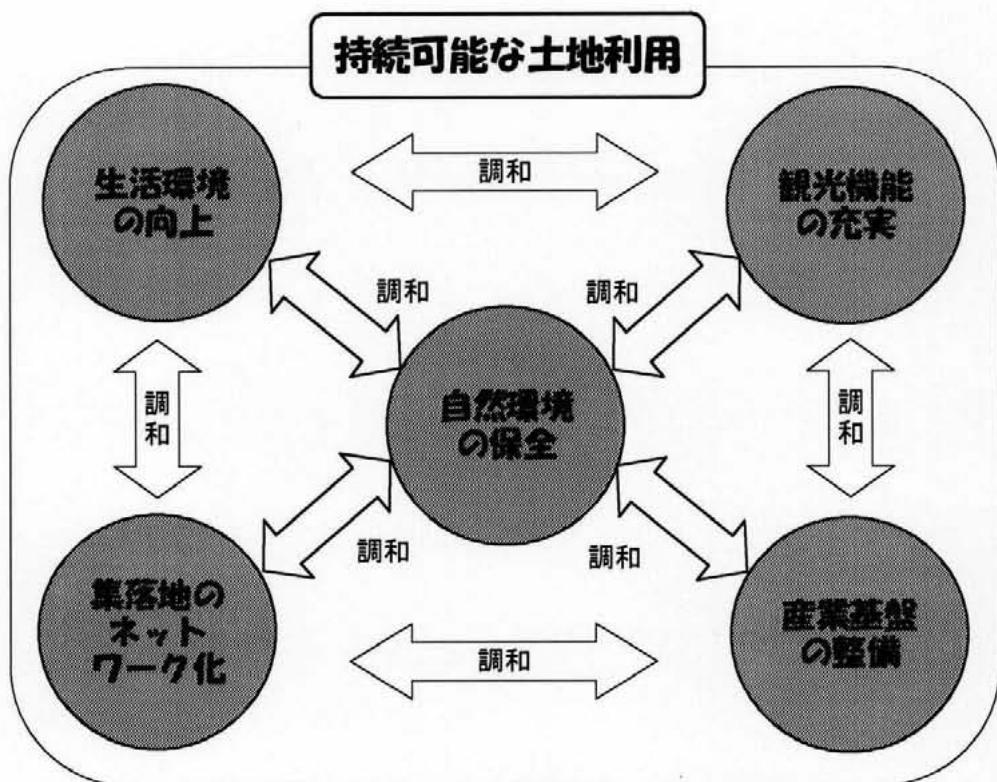
そのため、現時点における集落地間の格差を少しでも縮めるには、中心拠点となる集落地を明確に位置付けるとともに、他の小集落地が中心集落地の機能を有機的かつ有効的に利用できるよう、計画的な公共施設の整備統合や道路網の構築を図りながら、それぞれの集落地の特性に応じた役割や機能を明確化し、集落地のネットワーク化を図ります。

**5. 生活環境の向上**

自然環境と調和した安全で快適な生活環境を創出するため、自然災害や都市的災害に対処する防災施設の整備やオープンスペースの確保など、災害に配慮した土地利用への誘導を図るとともに、集落地内の緑の保全・整備を図りつつ、計画的かつ適正な住宅地の確保や公営住宅の整備を進め、住居系、商業系、工業系等の土地利用区分に応じた適正な土地利用の誘導を図ります。

また、豊かな自然景観を背景にした農家集落や漁家集落など、それぞれの特性を生かしながら猿払らしい統一した集落景観や道路景観づくりを進めるとともに、公園・上下水道等の生活関連施設の計画的な整備により、生活環境の向上を図ります。

## ◆村土利用の基本方向のイメージ



## 第7章 土地利用構想

### 2-3. 利用区分別の村土利用の基本方向

利用区分別の村土利用の基本方向については、利用区分を農用地、森林、原野、水面・河川、道路、宅地、その他の7区分とし、宅地については、さらに住宅地、工業用地、その他の宅地に区分し、各々の村土利用の基本方向を設定します。

尚、各々の利用区分の定義は、次に示すとおりとします。

農用地→農地法に定める農地及び採草放牧地

森 林→国有林及び民有林

原 野→森林以外の草生地から採草放牧地を除いたもの

水面・河川→湖沼（天然湖沼）、河川法に定める河川

道 路→道路法に定める道路及び農道と林道

宅 地→建物の敷地及び建物の維持または効用を果たすために必要な土地

住 宅 地→住宅の用に供する宅地

工業用地→工場などの工業関連施設の用に供する宅地

その他の宅地→主に商業関連施設の用に供する宅地及び公共公益施設等の宅地で、住宅地と工業用地以外の宅地

その他→上記以外の土地（主に公園、墓地、雑種地、自衛隊演習地等）

#### （1）農用地

農用地については、本村の基幹産業の一つである農業の基本的な生産基盤であり、安定した農業経営の確立に向けて、優良農用地の保全に努めるとともに、農用地の集積化や耕作放棄地の発生の抑制、計画的な生産基盤の整備などにより、生産性の向上及び農用地の効率的な利用を図ります。

また、国土保全やうるおいのある緑地空間など、農用地の持つ多面的な機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境負荷の低減に配慮した農業の推進を図ります。

## (2) 森 林

森林については、国土保全・水資源かん養など森林の持つ公益的機能の向上を図るため、所有者や関係機関との連携を強化し、その積極的な維持・保全に努めながら、これまで失われてきた森林資源の回復のため、民有林の積極的な造林等を計画的に図るとともに、治山施設等の整備を計画的に進めます。

また、村民が自然とふれあう場や子どもたちの環境教育の場など、木材生産にとどまらない森林の様々な活用を適正に図ります。

## (3) 原 野

原野のうち、自然環境の保全を図る上で重要なものについては、将来的にもその維持・保全を図るものとし、その他の原野については、自然環境を形成する機能への十分な配慮とほかの土地利用との調整を図りつつ、適正な利用を図ります。

## (4) 水面・河川

水面・河川については、河川の氾濫、土砂の流出などに対する安全性の確保を図るため、河川における危険箇所の把握や早期改修を推進するとともに、農用地や森林及び水辺地等の適切な維持管理・保全による健全な水循環の確保を図ります。

また、河川などの整備にあたっては、自然環境の保全や周辺環境と調和した快適でうるおいのある親水空間の創出に努めます。

## (5) 道 路

一般道路については、村土の有効利用や生活・生産活動を支える基盤であり、村の骨格を構成するものであるため、道路の安全性、快適性等の向上並びに村民の生活環境保全に配慮しながら、必要な用地の確保と計画的な整備を図ります。

また、農道及び林道については、農林業の生産性の向上や農用地・森林の適正な管理を図るため、自然環境をはじめとする周辺環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保と整備を図ります。

## 第7章 土地利用構想

### (6) 住 宅 地

住宅地については、人口及び世帯数の動向や高齢化の進行などに対応しながら、持ち家取得の促進と新たな定住人口の増加に向けて、自然や景観との調和に配慮しつつ、道路・公園・上下水道などの生活関連施設の計画的な整備を進めながら、計画的かつ適正な住宅地の確保と整備を図ります。

### (7) 工 業 用 地

工業用地については、地域経済の活性化や雇用の創出を図るため、周辺の自然環境及び住環境の保全に配慮しつつ、機能の集積化などによる工業の育成・振興を図るとともに、地場産品の高付加価値化や地場資源を活かした起業の促進などによって、拡大が期待される工業生産のために必要な用地の確保を図ります。

### (8) その他の宅地

その他の宅地については、商業機能集積地における地域に密着した商業地の形成を図るため、商店街の活性化などによる良好な環境づくりや魅力ある商業の育成を図るための事務所・店舗用地についての確保を図ります。

### (9) そ の 他

文教施設、公園緑地、厚生福祉施設の公用・公共用施設の用地やレクリエーション施設、保養施設等の用地については、多様化する村民ニーズを踏まえながら、環境の保全に配慮した適正な配置を行い、必要な用地の確保を図るものとします。

特に、村民の環境・生活基盤づくりと産業の振興に重点をおいて、利便性と快適性を高めるものとします。

## 第7章 土地利用構想

### 2-4. ゾーン区別の村土利用の基本方向

本村の土地利用形態は、西部の丘陵性山地に広がる森林地帯と東部に広がる農業地帯に二分され、その農業地帯の中に大小11地区の集落地が散在しています。

この土地利用形態から、本計画では、「森林保全ゾーン」と「生活・生産ゾーン」の2つのゾーニングを設定します。

#### ①森林保全ゾーン

当ゾーンは、大部分が村土の西側に位置する丘陵性山地に広がる森林地帯となっていることから、森林のもつ水源かん養、山地災害防止等の公益的機能の向上を図るため、治山施設等の整備を計画的に進めるとともに、これまで失われてきた森林資源の回復のため、森林の持つ天然更新力の向上を図る適正な森林施業を推進し、森林の管理水準の向上を図ります。

また、当ゾーンの森林地帯を源とする知来別川、鬼志別川、猿骨川、猿払川をはじめとする無数の河川は、オホーツク海に向かって流下しており、「イトウ」が棲息する水辺にもつながっていることから、貴重な水源として環境に配慮した河川改修など、適切な維持管理・保全による健全な水循環の確保に努め、水辺・水質の環境保全を図ります。

#### ②生活・生産ゾーン

当ゾーンは村土の東側に位置し、オホーツク海に面しており、広大な酪農地帯を中心として、浜鬼志別、知来別、浜猿払の3つの漁港を有する、本村の基幹産業である農業と水産業における生産基盤の中心となっています。

また、各種の公共施設が立地する鬼志別を中心として、浜鬼志別、知来別、浜猿払の漁家集落や浅茅野台地、芦野等の農家集落など、大小11の集落地が散在する村民の生活の基盤にもなっています。

したがって、当ゾーンは生活と生産の場として位置付け、環境・生活基盤の整備、産業の振興を勘案しつつ、地域の特性や個性に応じた村土の有効的な土地利用の促進を図ります。

## 第7章 土地利用構想

さらに、当ゾーンの海岸線の国道238号線は、宗谷圏において広域観光の役割を担う「オホーツク観光ライン」となっていることから、自然環境や景観との調和に配慮しつつ、豊かな観光資源の活用を図るものとします。